

### 第3章 地球環境保全への積極的な取組

#### 第1節 地球温暖化対策

##### 1 温暖化対策 美の国あきた計画

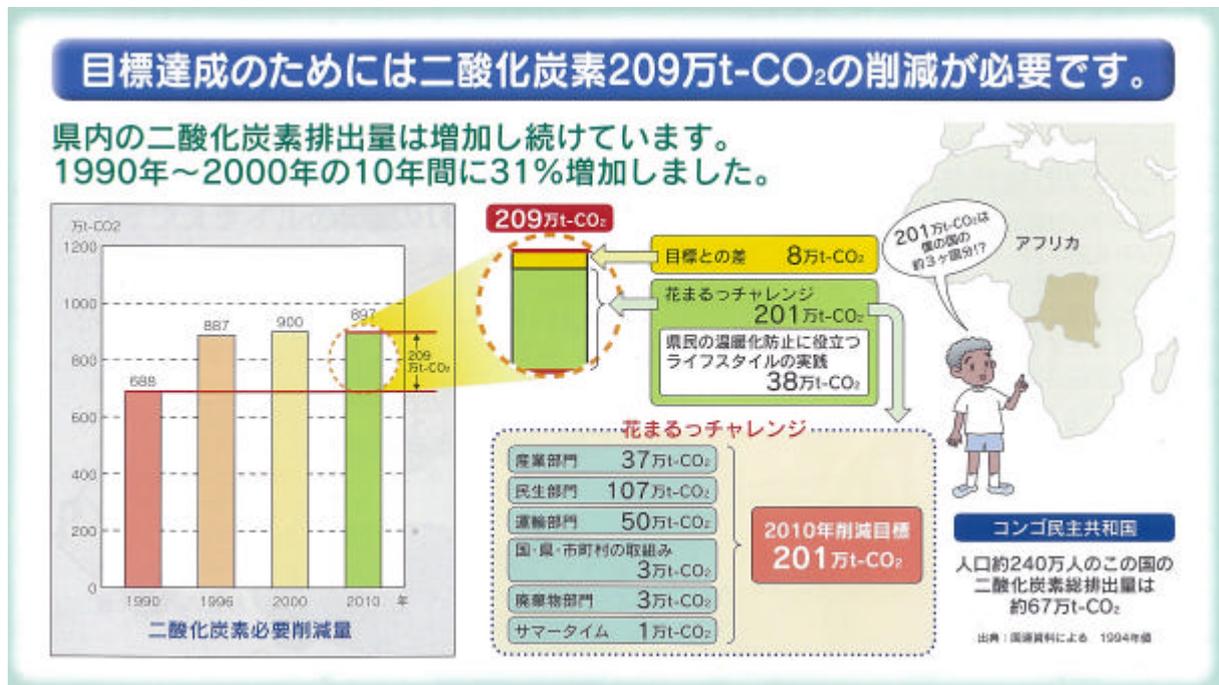
本県では、平成 11 年 3 月に「温暖化対策 美の国あきた計画」を策定し、県民に求められる行動を具体的に示すとともに、県民、事業者、行政が一体となって取り組む温室効果ガスの削減目標などを明記し、地球温暖化防止に向けた本県の行動指針としています。

「温暖化対策 美の国あきた計画」では、次のような目標を掲げています。

県民、事業者、行政のそれぞれの努力により、2010年における二酸化炭素の排出量を1990年レベルに抑制します。

平成 15 年には、地球温暖化の原因である温室効果ガスのうち二酸化炭素の 2000 年（平成 12 年）における秋田県の排出量を算出し、「温暖化対策 美の国あきた計画」の進捗状況を点検・評価を行うとともに、2010 年（平成 22 年）までの将来予測を行っております。

そこで、県民、事業者、行政のそれぞれの努力により目標達成を目指す「花まるっチャレンジ」という行動計画が「温暖化対策 美の国あきた計画」に示されています。



「花まるっチャレンジ」の基本的な考え方

#### 県民の行動

ライフスタイルを見直し、省エネルギー・省資源・リサイクルに努め、日常生活における温室効果ガスの排出の抑制を図ります。

#### 事業者の行動

国や県、市町村が行う温室効果ガスの排出抑制等の施策に協力します。

事業活動に関し、温室効果ガスの排出抑制等の措置を講ずるよう努めます。

#### 行政の行動

県及び市町村は、その区域の自然的社会条件に応じた温室効果ガスの排出抑制等の施策を推進します。

自らの事務及び事業に関する温室効果ガスの排出抑制等の措置を講ずるとともに、その区域の住民及び事業者が温室効果ガスの排出抑制等に関して行う活動の促進を図るため、情報の提供を行います。

自らの事務及び事業に関する温室効果ガスの排出抑制等の措置を講ずるとともに、その区域の住民及び事業者が温室効果ガスの排出抑制等に関して行う活動の促進を図るため、情報の提供を行います。

## 2 地球温暖化防止のための普及啓発等

### (1) 秋田県地球温暖化防止活動推進センター

全国で 38 か所に設置されている都道府県の地球温暖化防止活動推進センターとして、秋田県では、次の法人を指定しています。

特定非営利活動法人

環境あきた県民フォーラム

<http://www.eco-akita.org/>

### (2) 秋田県地球温暖化防止活動推進員

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）第 23 条の規定に基づき、地域における地球温暖化の現状及び地球温暖化対策に関する知識の普及並びに地球温暖化対策の推進を図るため、県内各地に地球温暖化防止活動推進員（以下「推進員」という。）を置いています。平成 17 年度末現在の委嘱人数は 89 名です。

### (3) アイドリング・ストップ運動

県では、平成 16 年度から、アイドリング・ストップ運動を実施しています。

県の策定した行動指針の実践に努め、アイドリング・ストップ運動に参画すること宣言した事業所・団体を「アイドリング・ストップ宣言事業所」として登録し、県のホームページで事業所・団体名を広く紹介しています。登録制度が発足した平成 16 年度の登録事業所数は 35（平成 16 年度末現在）でしたが、平成 17 年度末では 51（平成 18 年 3 月 31 日現在）事業所が登録しています。



### (4) 環境家計簿の活用

「エコ家計簿」は、私たちの日常の生活やオフィス活動によって排出される温暖化ガスの二酸化炭素量やごみの量を減らし、地球にやさしいライフスタイルやエコ・オフィスを実現するための点検簿です。こうしたライフスタイルの転換は、家庭やオフィスの経費節約にもつながります。県では平成 17 年度にエコ家計簿を 10,000 部作成し、県民に配布し、活用されています。



### 3 秋田県新エネルギービジョン

本県には風力、天然ガス、地熱、太陽光等のクリーンエネルギーが豊富に存在しています。県ではこうした特徴を生かし、これらの新エネルギーの積極的な導入を促進するため、平成 11 年 3 月に「秋田県新エネルギービジョン」を策定、平成 16 年 3 月に同ビジョンの改訂を行いました。

このビジョンは、本文、概要版、風力発電、コージェネレーション・燃料電池、太陽光発電の各活用ガイドからなっており、県では、市町村、小・中・高等学校、図書館及び関係機関等に配布することにより、県民、事業者、市町村の新エネルギーへの理解が深まり、各主体が連携して取り組むことにより、導入が一層進むことを期待しています。

また、2010 年度の目標として、風力発電は 200,000kW、コージェネレーション・燃料電池 50,500kW、太陽光発電 25,000kW、地熱発電 109,800kW、クリーンエネルギー自動車 6,000 台等と設定しています。

この目標値は、原油換算で約 39 万 kI の化石燃料消費量に相当します。これを達成した場合、2010 年度における秋田県でのエネルギー消費量 259 万 kI の約 15%を占めることとなります。

また、二酸化炭素換算で約 52 万トンの二酸化炭素排出量を削減することが期待できます。

このように、新エネルギーの導入を進めることで、エネルギーの安定供給の確保や地球温暖化の防止は勿論のこと、企業等の新エネルギー関連分野への事業展開や住みよい秋田の形成に大いに役立つものと考えられます。

現在、風力発電は、15 か所 96,800kW、バイオマス発電は 4 か所 8,510kW、地熱発電は 3 か所 88,300kW が既に稼働しており、特に風力発電については日本海沿岸部を中心に急速に導入が進んでいます。また、木材チップ等を燃料にした木質バイオマス発電・熱供給

も注目を集めています。

県では、平成 14～15 年度に県立大学秋田キャンパスで風況調査を実施した他、雪エネルギーモデル研究会の成果に基づき東成瀬村のジュネス交流センターの雪冷熱エネルギー設備導入事業費の一部を補助するなど、新エネルギーの導入促進を図っております。また、クリーンエネルギーのイベントや新エネルギーアドバイザーの派遣など県民に対する広報活動による普及啓発に努めるとともに、燃料電池関連産業の導入や地中熱の活用のため、研究会を組織し、県内における新エネルギー関連産業の創出を図っています。



## 第2節 オゾン層保護対策

県では、フロン回収破壊法に基づくフロン類回収業者等の登録を行うとともに、回収・引き渡しが適正に実施されるよう登録業者への立入検査等を行っています。

県内のフロン回収破壊法に基づく登録業者数は表 77、立入検査数は表 78、フロン類回収量は表 79 のとおりです。

**表 77 県内のフロン回収業者登録実施状況  
(平成 17 年度末現在)**

第1種フロン類回収業者 登録事業者数	235
第2種特定製品引取業者 登録事業者数	1,142
第2種フロン類回収業者 登録事業者数	718
(うち、自動車整備業者に係 る特例分)	(603)

第2種特定製品取引業者については、自動車リサイクル法の施行により、登録・変更・廃止等の関係事務が廃止されたため、今後数値は変動しない。

**表 78 立入検査実施状況 (平成 17 年度)**

第1種フロン 類回収業者	第2種特定製 品引取業者	第2種フロン 類回収業者	合計
20	-	18	38

**表 79 フロン回収破壊法による秋田県のフロン類  
回収量等の集計結果 (平成 17 年度)**

第1種フロン類回収業者	
C F C	399kg
H C F C	6,702kg
H F C	754kg
第2種フロン類回収業者	
C F C	382kg
H F C	758kg

CFC : クロロフルオロカーボン

塩素を含みオゾン層破壊の程度が高い。  
地球温暖化の働きがある。

HCFC : ハイドロクロロフルオロカーボン

塩素を含むがオゾン層破壊の程度が小さい。

地球温暖化の働きがある。

HFC : ハイドロフルオロカーボン

塩素を含まず、オゾン層を破壊しない。  
地球温暖化の働きがある。